

1. 資産運用業の強化に向けた取組み

- これまで貴協会では、平成 26 年 9 月に開催された「東京都国際金融センターの推進に関する懇談会」への参加以降、貴協会自ら「資産運用業強化委員会」を設置するなどして、資産運用業の強化に向けた様々な検討を行っていただいたところ。
- その後、「資産運用業強化委員会報告書」等における提言を受け、貴協会では、昨年 9 月に「投資信託のガバナンス懇談会」を設置し、同懇談会において、長年の実務慣行として行われてきた「投資信託の基準価額の二重計算」に係る法制面での考え方の整理について、関係者間で踏み込んだ議論を行い、今般、その報告書がまとめられたものと承知している。
- また、実務的な対応について、引き続き、関係者間で検討が行われるものと承知しているが、今後、こうした資産運用業の強化に向けた取組みを行っていくに際しては、国民の安定的な資産形成の実現や顧客本位の業務運営の観点など、大局的な見地から建設的な議論を展開していただきたい。
- 当庁としても、今後、運用会社のより高度な業務運営態勢等を確立するとともに、資産運用の高度化に繋がる環境整備への取組みを進めることで、我が国の運用会社のグローバルな運用競争に耐えうる水準の運用力の確保と運用プロダクツの提供に向け、資産運用業の高度化を図ることが必要であると認識している。
- したがって、大手運用会社に対するモニタリングを通じて、利益相反管理態勢、ガバナンスの発揮状況、外部委託先の選定・管理態勢等について、海外の先進事例を踏まえた検証や機関投資家との意見交換会を行うなどして、運用会社におけるより高度な業務運営態勢の確立を目指していきたいと考えている。
- また、高度化に向けた環境整備を図る観点からは、例えば、運用対

象商品の多様化のため、海外資産やデリバティブ商品等、幅広い資産の取扱いに対応できるための信託機能の拡充といった業務運営インフラの高度化や、長期運用を継続していくために必要な投資運用人材の育成・確保のほか、競争促進に向け多様な商品・戦略を有する運用会社の新規参入の円滑化など、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題についても、総合的な検討・取組みを進めていきたいと考えているので、貴協会及び協会員の皆様にも、ご協力のほどよろしくお願いしたい。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着

- 顧客本位の業務運営の確立と定着については、昨年来、貴協会員のうち、大手10社程度にご協力頂きながらモニタリングを実施し、顧客本位の業務運営に関する取組状況の把握やベスト・プラクティスの収集などを行ってきたほか、KPIの検討状況についても対話を続けてきたところ。
- こうした中、運用会社の一部では、顧客本位の業務運営への経営方針・取組みを踏まえ、自社の目指す姿や注力する分野を明確にした上で、長期的にリスクに見合ったリターンを提供しているかとの観点から、運用力を示すKPIを設定・公表する動きが見られるなど、自主的なKPIの設定・公表を通じて、一定程度の「見える化」が進んできているものと思われる。
- また、本年6月には、当庁において、販売会社向けの比較可能な共通KPIを公表したところであるが、運用会社においては、運用戦略や商品ラインアップなど、各社の特性が多様であることに鑑みると、一律の指標で運用力を比較することについては、慎重に考えるべきではないかとの指摘もある。
- したがって、各社経営が運用会社としての目指す姿を踏まえつつ、各社の創意工夫によって、自社の強みや特色などについて一層の「見える化」を図りながら、運用の高度化を競い合っていくことが望まれる。

- 当庁としても、引き続き、対話を通じて、運用力を示す自主的な KPI の公表を促すとともに、KPI の設定状況を踏まえつつ、運用会社における共通 KPI のあり方についても検討を進めていきたいと考えているので、貴協会員の皆様におかれても、ご協力のほどよろしくお願いしたい。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与被害の増加を背景に、それらを未然に防ぐための対策が求められる中、金融庁として、2019 年に予定されている第 4 次 FATF 対日相互審査も踏まえ、官民が連携して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されない金融システム確保のための体制整備等の確立が重要と認識している。
- こうした観点から、当庁では、金融機関等の実効的な態勢整備を促すため、本年 2 月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、その後、6 月下旬に、貴協会を通じて、同ガイドラインが求める対応事項と現状対応状況とのギャップ分析のほか、当該ギャップ解消に向けた具体策の検討実施を要請させていただいた。
- 各社におかれては、商品・サービス、取引形態等、業務の特性を勘案し、マネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価した上で、事業環境・経営戦略、リスクの許容度も考慮しつつ、当該リスクに見合った低減措置を講ずることが必要であり、特に直販を実施している運用会社におかれては、優先度の高い課題として取り組んでいただきたい。
- 当庁としても、同ガイドラインの適切な運用を目指し、各社の取り組み状況等の進捗をフォローアップするため、各社が作成されたギャップ分析結果等をベースにヒアリングを実施してまいり所存。

4. 外為決済リスクへの対応

- 当庁では、国内ファンドによる外為取引に同時決済を導入すべく、

2016年12月に「外為決済リスクに係るラウンドテーブル」を設置し、信託銀行、運用会社、CLSなどの幅広い関係者にお集まりいただき、実務的な課題やその対応についてご議論いただいていたところである。

- 本年6月21日に開催した第4回ラウンドテーブルにおいては、東京外為市場委員会に設置されたプロジェクトチームが、同時決済導入に向けた新たな取引慣行を策定したことが報告された。
- これを受け、先月（8月3日）、当庁においてラウンドテーブルにおけるこれまでの議論を取りまとめた最終報告書を公表した。その過程では、貴協会及び運用会社の方々にもご尽力いただき、感謝申し上げます。
- こうした中、7月末には、外資系運用会社において、国内ファンドによるCLSを使った同時決済実施の第1号事例が実現したと承知している。
- CLS決済の導入は、当初一定のコストを要するものの、多様な関係者が参加する我が国外為市場の取引慣行をグローバル化し、効率性を高めるチャンスであると考えており、運用会社の方々におかれては、同時決済への対応を積極的に進めていただきたい。

（以上）